



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年 7月 1日		
問い合わせ先	課名	農林水産課	
	電話	直通 803-1346 内線 4541	
担当者	職名・氏名	課長	石 村
	職名・氏名	室長	大 月

## 広 報 連 絡

1 件 名 岡山市産農水産物の消費喚起キャンペーンに参加いただける事業者を募集します

2 募集期間 令和4年7月1日（金）～9月30日（金）

3 趣 旨 令和4年8月1日（月）から令和4年10月31日（月）までの間、岡山市産農水産物消費喚起事業 ポイントキャンペーンを実施するにあたり、店舗に岡山市産農水産物の特設売場を設置し、購入客にポイントを追加で付与することができる事業者を募集します。

「岡山市産農水産物消費喚起事業 ポイントキャンペーン」について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外食産業を中心に減少した市内産農水産物の需要を喚起するために実施する事業。  
岡山市産農水産物の購入者に対し購入額に応じた最大20%のポイントを付与する経費等を大規模小売店舗立地法対象店舗を有する事業者等に補助。

4 募集概要 別紙のとおり。

# 岡山市産農水産物消費喚起事業の参加者の公募について

## 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食産業を中心に岡山市産農水産物の需要が減少しており、市内農水産業者の事業継続を支援するため、岡山市産農水産物を陳列・販売し、購入者に対し対象商品の販売額に対して最大20%のポイントを付与する消費を喚起するキャンペーンを実施することにより、市産農水産物の消費拡大を図ります。

## 補助の対象となる事業者

以下の各号をすべて満たす事業者

- (1) 岡山市産農水産物の購入者に対し、購入額に応じたポイントを付与することができる
- (2) 次に掲げるいずれかの店舗で実施すること
  - ア 店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗を有する事業者の店舗で岡山市内にあるもの
  - イ 農業者及び農業生産団体等が運営する小売店舗
- (3) 店舗内に設置した面積5㎡以上の特設売場において、土・日を含む連続4日以上の間、岡山市産農水産物を販売する。

## 本事業の対象期間

令和4年8月1日(月)から令和4年10月31日(月)まで

## 岡山市産農水産物の定義

- ・ 岡山市内の農業者が生産したもの(生鮮品に限る。)
- ・ 岡山市内の漁港で水揚げされたもの(生鮮品に限る。ただしノリを除く。)
- ・ 米とノリについては、岡山県内の市町村で生産されたもの(ただし、「〇〇町特産」といった岡山市以外の特定の市町村を示す商品を除く)

## 1店舗あたりの補助額

- ア 岡山市産農水産物の販売額に対する20%以下のポイント付与費用  
補助率:10/10 限度額100万円  
※ただし、本事業を最低開催日数である4日間実施しポイント付与費用が100万円を超えた場合には限度額はありません。
- イ 売場設置費 1万円(1日あたり) 又は 限度額5万円  
ウ 広告費 補助率10/10 限度額10万円

## 補助金交付申請手続

- (1) 申請受付期間  
令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金)
- (2) 申請方法  
原則、電子メールにて岡山市農林水産課に提出  
電子メール nousui@city.okayama.lg.jp
- (3) 申請書類  
申請に必要な書類の様式は、以下のホームページからダウンロード  
<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000037459.html>

お問合せ・提出先 岡山市農林水産課  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
電話:086-803-1346